

令和 3 年 9 月 2 日
世田谷保健所生活保健課

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1. 主旨

区は、「世田谷区公衆浴場法施行条例」等により、公衆浴場における入浴者の衛生等に必要な事項を定めている。

このたび、国が技術的助言の位置づけで、子どもの発育状況等の変化を踏まえた混浴制限年齢の引き下げ及び最新の知見に基づくレジオネラ症対策の強化を目的として「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正を行ったことから区は、混浴制限年齢の引き下げについて区民意見募集を実施し、その意見を踏まえ「世田谷区公衆浴場法施行条例」の一部を改正する。

2. 改正内容

(1) 混浴制限年齢の引き下げ

混浴制限年齢を満 10 歳以上から満 7 歳以上に引き下げる。

(2) レジオネラ症対策の強化

① 気泡発生装置等の構造設備基準を新設

新規施設及び新たに気泡発生装置等を設置する既存施設に対し、たまり水や汚れを適切に除去できる構造に関する規定を新設する。

② 調節槽の衛生措置基準を新設

調節槽から供給される温水の衛生を確保するため、調節槽の随時点検、1 年に 1 回以上の清掃及び 1 週間に 1 回以上の消毒について、規定を新設する。

③ 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正

従前の塩素消毒に加え、新たな塩素消毒方法の規定を新設する。

(3) その他規定の整理

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく深夜の定義及びその他の事項について規定の整理を行う。

3. 区民意見募集の実施結果

令和 3 年 7 月 15 日から 8 月 6 日までの期間に、区のおしらせや区ホームページ等を通じて、区民意見募集を実施し、4 名から 4 件の意見が寄せられた。

詳細は、別紙 1 「区民意見の概要と区の考え方」のとおり。

4. 改正案

別紙2「新旧対照表」のとおり

5. 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月 第3回区議会定例会（条例改正案提案）

改正条例の一部施行（2. 改正内容（3））

令和4年1月 改正条例の施行

区民意見の概要と区の考え方

意見要旨	区の考え方
<p>混浴制限年齢を満7歳以上に引き下げることに賛成である。小学生であれば一人で入浴可能であるし、特に女児が犯罪に巻き込まれる可能性も考慮すべきである。</p>	<p>混浴制限年齢を満7歳以上とすることが適当であると考えています。</p>
<p>現在の制限年齢において問題が発生した事例が不明である等の理由から改正について再検討すべきである。</p>	<p>厚生労働科学研究により、成人の考える子供の混浴許容年齢や、子ども自身が異性混浴を恥ずかしいと思いついた年齢について、6歳と7歳が相対的に高いという結果がでています。</p> <p>これを基に、国は技術的助言の位置付けで混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に変更しています。</p> <p>区においても、混浴制限年齢について現行の満10歳以上から満7歳以上とすることが適当であると考えます。</p>
<p>満7歳ではなく、小学校入学後は一律不可といった文言にするべきである。</p>	<p>混浴制限年齢を引き下げることにに関して、賛成の意見として承ります。</p> <p>国の技術的助言の年齢表記から混浴制限年齢を満7歳以上という表現とすることが適当であると考えています。</p>
<p>混浴制限年齢を満7歳以上に引き下げることに賛成である。ただし、7歳以上の子ども一人での入浴に対して、公衆浴場の利用方法の周知などの配慮を求める。</p>	<p>混浴制限年齢を満7歳以上とすることが適当であると考えています。</p> <p>子ども一人での入浴への配慮に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、新たな混浴制限年齢につきましては、啓発ポスターやSNS等で区民の方々に周知してまいります。</p>

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区公衆浴場法施行条例 平成24年3月6日条例第16号</p> <p>第1条～第3条（現行のとおり） （衛生及び風紀に必要な措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうち普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9）（現行のとおり）</p> <p>（10）浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア～ウ（現行のとおり） エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。 ただし、これにより難しい場合は、<u>規則で定めるところにより消毒を行うこと。</u></p> <p>オ（現行のとおり）</p> <p><u>（10）の2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点検するとともに、1週間に1回以上の消毒及び1年に1回以上の清掃を行うこと。</u></p> <p>（11）前3号に規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>（12）善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p> <p>（13）<u>タオル、くし、かみそりその他の用品を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときは、この限りでない。</u></p>	<p>世田谷区公衆浴場法施行条例 平成24年3月6日条例第16号</p> <p>第1条～第3条（略） （衛生及び風紀に必要な措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうち普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア～ウ（略） エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。 ただし、これにより難しい場合は、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用すること。</u></p> <p>オ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（11）前2号に規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>（12）善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p> <p>（13）<u>手ぬぐい、くし、かみそりその他の用品を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(14) 満7歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(15)～(28) (現行のとおり)</p> <p>(29) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝その他の排水設備に、完全に排出させる構造とすること。</p> <p>(30)～(33) (現行のとおり)</p> <p>(34) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 ア <u>ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</u> イ～カ (現行のとおり)</p> <p><u>(34)の2 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</u></p> <p>(35)～(36) (現行のとおり)</p> <p>(37) 排水溝、排水ますその他の排水設備は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を<u>設けること。</u></p> <p>(38) (現行のとおり)</p> <p>(39) 灰、燃え殻その他の焼却残さが発生し、又は置かれる場所には、それらの飛散を防ぐために必要な設備を<u>設けること。</u></p> <p>(40)～(43) (現行のとおり)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで及び第43号、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号及び第31号から第43号までに定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(14) 満10歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(15)～(28) (略)</p> <p>(29) 洗い場は、適当な<u>こう配</u>を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝その他の排水設備に、完全に排出させる構造とすること。</p> <p>(30)～(33) (略)</p> <p>(34) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 ア <u>ろ過器は十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</u> イ～カ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(35)～(36) (略)</p> <p>(37) 排水溝、排水ますその他の排水設備は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を<u>すること。</u></p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) 灰、燃え殻その他の焼却残さが発生し、又は置かれる場所には、それらの飛散を防ぐために必要な設備を<u>すること。</u></p> <p>(40)～(43) (略)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで及び第43号、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号及び第31号から第43号までに定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業の用に供する公衆浴場 ア～ソ (現行のとおり) タ 午前零時から午前6時までの時間において営業を行わないこと。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第5条～第6 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条第1項第13号、第29号、第34号ア、第37号及び第39号の改正規定並びに同条第2項第1号タの改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第34号の2の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に営業施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業の用に供する公衆浴場 ア～ソ (略) タ 午前零時から日出時までの時間において営業を行わないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5条～第6 (略)</p>